

国立高度専門医療センターの業務方法書（案）

- ・ 独立行政法人国立がん研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立循環器病研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立国際医療研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立成育医療研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立長寿医療研究センター業務方法書（案）

- ・ 国立高度専門医療研究センター業務方法書（案）比較表

独立行政法人国立がん研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

独立行政法人国立がん研究センター業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第1項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法に関する事項

（センターの行う業務）

第4条 センターは、法第13条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
 - 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
 - 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第13条第1号若しくは第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

独立行政法人国立循環器病研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

独立行政法人国立循環器病研究センター業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第2項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法に関する事項

（センターの行う業務）

第4条 センターは、法第14条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第14条第1号若しくは第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第3項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法に関する事項

（センターの行う業務）

第4条 センターは、法第15条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
 - 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
 - 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
 - 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第15条第1号から第3号までの業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

独立行政法人国立国際医療研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

独立行政法人国立国際医療研究センター業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第4項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法に関する事項

（センターの行う業務）

第4条 センターは、法第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 感染症等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症等に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建

物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第16条第1号若しくは第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

附 則

(施行期日)